附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（商業登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にされている株式会社の委員会設置会社である旨の登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

2　登記官は、前項の登記がされている株式会社について、職権で、その本店の所在地において、指名委員会等設置会社である旨の登記をしなければならない。

3　登記官は、前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録にこの省令の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

（各種法人等登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にされている相互会社の委員会設置会社である旨の登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

2　登記官は、前項の登記がされている相互会社について、職権で、その主たる事務所の所在地において、指名委員会等設置会社である旨の登記をしなければならない。

3　登記官は、前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録にこの省令の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

○厚生労働省令第百三十八号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の十四第三項の規定に基づき、水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令（平成九年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

表中「東京都中央区」を「東京都新宿区」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十二月二十二日から施行する。